

## 介護支援専門員及び居宅介護支援事業所への支援に対する要望

### 【1、給付管理に係る問題】

#### 1 給付管理の簡素化

居宅介護計画に位置付けたサービス提供事業所よりの実績報告提出が困難な状況であり、コンピューターの不備、通信手段の断絶、事業所の移転、人員の事故発生により提供に係る作業の実行が困難な状況にあるため通常の給付管理業務を実行することが困難と思われる。

よって請求記載内容を最低限の内容とするといった給付管理業務の簡素処理を認める対応を要望する。

#### 簡素化の具体例

伝送請求を行っている事業所の請求を紙による提出を肯是とする

保険者に係るデータ

名称・番号

利用者に係るデータ

氏名・性別・生年月日・住所・被保険者番号・認定介護度

利用指定介護サービス

利用事業者名・利用事業者番号・利用サービス名・利用サービス番号(予定及び実績は除外)

#### 2 運営基準減算の適応除外

サービス担当者会議開催、介護支援計画への同意、モニタリングの実施、月一回の訪問を実施実行が必ずしも法令が求める通りに実行される状況にないことから運営基準減算の適応を除外すること

#### 3 逡減制の適応除外

介護支援専門員1名当たり40件以上では介護報酬の単価の減額が適応されるが介護支援専門員の事故や移動さらには業務に当たることが困難な状況に陥ることにより介護支援専門員1名当たり40件以上を担当しなければならない環境になることに鑑みていわゆる介護報酬の逡減制を適応除外すること

#### 4 特定事業所加算要件除外の場合における適応除外

運営基準減算や人員の要件など特定事業所の要件を満たすことが困難な場合に陥った場合に算定当月の前月が算定条件を満たしていることをもって当月の特定事業所算定要件の適応除外としないこと

以上の適応を3か月間適応継続すること

## 【2、変更届に係る問題】

- 1 事業所移転届提出の猶予
- 2 人員変更届提出の猶予
- 3 特定事業所1又は2の変更届提出の猶予

以上の変更届に係る事象は不安定な状況にあり変更届提出後、再度変更の恐れがあり変更の都度届を提出することは作業の煩雑さを来すとともに変更届の提出未提出の文書管理が困難となることから変更届提出期限の猶予期間を設けること

## 3、介護支援専門員への支援

### 1 業務支援

#### サービス提供事業所情報の収集と公開

震災被害により事業所の倒壊、破損により業務が出来ない状況が予想され、事業所の一時移転や事業縮小、サービス提供責任者など人員の変更が生じることが予想されます。居宅介護支援業務にあたってそれら事業所との連絡調整を行うため関係する事業所に關する情報を収集し公開する何らかの仕組みを構築し広く公開すること

### 2 インフラ支援

事業所のインフラが破壊、破損して業務ができないことが予想されるため事業所のインフラの整備支援を提供すること

### 3 メンタルヘルスケアの提供

居宅介護業務以外に介護支援専門員自身の生活が崩壊していることから通常の心理的負担に加え生活の確保、健康管理が負担となっていることが予想されることから介護支援専門員へのメンタルヘルスケアを提供すること

以上

平成23年3月13日

株式会社日本高齢支援センター

代表取締役 戸田正雄

## 追記

困難な状況に直面しているわれら介護支援専門員の仲間に対し今出来ることを行ってほしいという考えから上記の要望をまとめました。皆様とてご意見や異論もあると思いますが少しでも賛同をいただけるようならば皆さまの所属組織の総意を取りまとめるなどを行い、国、関係機関に要望していただきたい。